

今治市低入札価格調査実施要領の一部改正について

今治市低入札価格調査実施要領を一部、以下のとおり改正いたしました。

つきましては、令和元年7月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用することとしましたのでお知らせします。

なお、第6条第3項を適用する場合は、公告等において、第6条第3項を適用していることを明記するとともに、判定基準の算定等を明記した入札説明書等を合わせて公開することといたします。

改正前

(一次調査の実施)

第6条 市長は、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、当該調査基準価格を下回る入札を行った者（以下「低入札価格調査対象者」という。）から提出された工事費内訳書について、別表に掲げる工事費内訳書に係る判定基準に照らし、判定基準以上であるかどうかを調査するものとする。

2 前項の調査において、1項目でも判定基準価格を下回る場合は、その者が行った入札を失格とし、すべての低入札価格調査対象者が行った入札が失格となった場合は、当該予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

改正後（令和元年7月1日から適用）

(一次調査の実施)

第6条 市長は、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、当該調査基準価格を下回る入札を行った者（以下「低入札価格調査対象者」という。）から提出された工事費内訳書について、別表に掲げる工事費内訳書に係る判定基準に照らし、判定基準以上であるかどうかを調査するものとする。

2 前項の調査において、1項目でも判定基準価格を下回る場合は、その者が行った入札を失格とし、すべての低入札価格調査対象者が行った入札が失格となった場合は、当該予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、個別の入札において判定基準を別に定めることができる。